

第4章 情報の公開・保護等

○嵐山町個人情報保護条例

平成15年3月10日
条例第15号

改正 平成22年3月17日条例第4号

目次

第1章 総則（第1条 - 第5条）

第2章 個人情報の取扱いの制限（第6条 - 第11条）

第3章 自己情報の開示、訂正及び削除の請求等（第12条 - 第28条）

第4章 雑則（第29条 - 第30条）

第5章 罰則（第31条 - 第34条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、町の機関の保有する個人情報の開示、訂正及び削除を請求する個人の権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であ

第3編 町長 （嵐山町個人情報保護条例）

って、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（嵐山町情報公開条例（平成13年条例第15号）第2条第1項第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

- (4) 個人情報ファイル 実施機関の保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前記アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じるよう努めなければならない。

（町民の責務）

第4条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（適用除外）

第5条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

第2章 個人情報の取扱いの制限

（個人情報の収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う

事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が欠くことができないときは、この限りでない。
- 4 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (4) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (5) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業で本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき、又は事務事業の性質上本人から収集したのでは事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。

（個人情報の利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- (6) 実施機関の内部において利用する場合又は国、他の地方公共団体若しくは当該実施機関以外のものに提供する場合で、当該実施機関又は提供を受けるものの所掌事務の遂行に必要であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（提供先に対する措置要求）

第8条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

（オンライン結合による個人情報の提供の制限）

第9条 実施機関は、法令又は条例の規定に基づくとき、又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対して、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）による個人情報の提供をしてはならない。

（個人情報の適正な管理）

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講ずるよう努めなければならない。

- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

（個人情報取扱事務の登録）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を前項の個人情報取扱事務登録簿に登録するとともに、その内容を公示しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
 - (2) 個人情報を取り扱う権限を有する組織の名称
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の項目
 - (5) 個人情報の収集先
 - (6) その他実施機関の定める事項
- 3 前2項の規定は、町の機関の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。
- 4 実施機関は、第1項の個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止した場合において、当該個人情報取扱事務に係るすべての公文書を保有しなくなったときは、遅滞なく、当該登録を抹消するとともに、その旨を公示するものとする。

第3章 自己情報の開示、訂正及び削除の請求等

（自己情報の開示請求）

- 第12条 何人も、実施機関に対して、その保有する自己に関する個人情報の開示（当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を請求することができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
 - 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について開示をしないことができる。
 - (1) 法令又は条例の定めるところにより、本人に開示をすることができないと認められる情報
 - (2) 開示請求をした者（以下「請求者」という。）以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）を含む情報であって、請求者に開示をすることにより、当該個人の正当な利益を損なうと認められるも

の

- (3) 法人等（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は請求者以外の個人で事業を営むものの当該事業に関する情報を含む情報であって、請求者に開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を損なうと認められるもの
- (4) 個人の評価、診断、選考、指導、相談等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該評価、診断、選考、指導、相談等の事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
- (5) 町と国、他の地方公共団体その他公共団体又はこれらに類する公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、協力等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、請求者に開示をすることにより、町と国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 請求者に開示をすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれのある情報
- (7) 町又は国等の事務事業に係る意思決定の過程における審議、検討、調査、試験研究等に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該事務事業に係る意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの
- (8) 監査、検査、調査、取締り、争訟、交渉その他の町又は国等の事務事業に関する情報であって、請求者に開示をすることにより、当該事務事業の目的が損なわれ、又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

（開示請求の手續）

第13条 開示請求をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、口頭により行うことができる。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関の定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

（開示請求に対する決定等）

- 第14条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して14日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定をしなければならない。
- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、書面により当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を請求者に通知しなければならない。
- 4 第2項の場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定をしたときは、同項の書面に、当該決定の理由（当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日）を付記しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に、請求者以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該請求者以外のものの意見を聴くことができる。

（開示の実施）

- 第15条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき個人情報の開示（当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせる場合を除く。）をする旨の決定をしたとき又は第13条第1項ただし書に規定する個人情報に係る開示請求があったときは、速やかに、請求者に対し当該個人情報の開示をしなければならない。この場合において、請求者は、実施機関に、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 2 個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
- (1) 文書、図画、写真又はスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下「文書等」という。）に記録されている個人情報当該文書等の閲覧又は写しの交付（第13条第1項ただし書に規定する個人情報にあっては、当該文書

等の閲覧に限る。)

- (2) 電子計算機処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている個人情報当該磁気テープ等に記録されている個人情報を現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物の閲覧又は写しの交付
- (3) 録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報当該録音テープ又は録画テープに記録されている個人情報を再生装置により再生したものの視聴
- (4) その他の物に記録されている個人情報前3号に規定する方法に準じた方法

3 実施機関は、前項第1号の方法による個人情報の開示をする場合において、当該方法によると文書等が汚損され、又は破損されるおそれのあるときその他相当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該文書等の写しを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（費用の負担）

第16条 前条第2項又は第3項に規定する方法のうち写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 前項に規定する費用は、別表に定める額とし、その費用を開示の際に支払うものとする。

（自己情報の訂正請求）

第17条 開示を受けた自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

（訂正請求の手続）

第18条 訂正請求をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) その他実施機関の定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明

する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定等）

第19条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日から起算して60日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報の訂正をした上、書面により、その旨を当該訂正請求をした者に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに、書面により、その旨を当該訂正請求をした者に通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該書面に決定の理由を付記しなければならない。

4 第14条第3項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

（自己情報の削除請求）

第20条 第14条第1項の決定（個人情報が存在しないときにその旨を知らせる場合を除く。）を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第6条の規定に違反して収集したと認める者は、実施機関に対して、当該個人情報の記録からの削除を請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

（削除請求の手續）

第21条 削除請求をしようとする者は、次の事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 削除請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 削除請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 削除を求める内容及び理由
- (4) その他実施機関の定める事項

2 第13条第2項の規定は、削除請求について準用する。

（削除請求に対する決定等）

第22条 第19条の規定は、削除請求に対する決定について準用する。

（不服申立てがあった場合の手續）

第23条 第14条第1項又は第19条第1項（前条において準用する場合を含む。）の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分をした実施機関は、当該不服申立てが不適法であることを理由として却下するときを除き、嵐山町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定をしなければならない。

（自己情報の取扱いの是正の申出）

第24条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 前項の申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

（1） 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

（2） 是正を求める内容

（3） その他実施機関の定める事項

3 実施機関は、前項に規定する申出書を受理したときは、必要な調査を行い、当該調査の結果及び申出に係る個人情報の取扱いを是正するかどうかを、遅滞なく、書面により当該是正の申出をした者に通知しなければならない。

（苦情の処理）

第25条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（委託に伴う措置等）

第26条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の安全確保の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員の義務）

第27条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3編 町長（嵐山町個人情報保護条例）

（他の制度との調整）

第28条 第12条から第16条までの規定は、法令又は他の条例等（嵐山町情報公開条例（平成13年条例第15号）を除く。）の規定に基づき、実施機関の保有する個人情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は実施機関の保有する個人情報が記録されたものの謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該個人情報の閲覧又は写しの交付については、適用しない。この場合において、法令又は他の条例等の規定に基づき、閲覧し、若しくは縦覧し、又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けた個人情報は、第17条第1項の規定の適用については開示を受けた個人情報と、第20条第1項の規定の適用については第14条第1項の決定を受けた個人情報とみなす。

2 第17条から第19条までの規定は、法令又は他の条例等の規定に基づき、実施機関の保有する個人情報の訂正を求めることができる場合における当該個人情報の訂正については、適用しない。

3 この章の規定は、町の図書館その他これに類する施設において、町民の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

第4章 雑則

（運用状況の公表）

第29条 町長は、毎年、この条例の運用状況を公表しなければならない。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

（罰則）

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第26条第3項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1項第4号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第3編 町長 （嵐山町個人情報保護条例）

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。

（嵐山町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 嵐山町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成元年条例第21号）は、この条例施行と同時に廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第11条第2項の規定中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則（平成19年条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第31条、第32条、第33条及び第34条の規定は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第4号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

第3編 町長（嵐山町個人情報保護条例）

別表（第16条関係）

区 分	金 額
写しの作成に要する費用（日本工業規格A列3番までの大きさに限る。）	白黒の場合 1枚につき10円 カラーの場合 1枚につき50円
写しの送付に要する費用	実 費